授業科目名	法律基本演習	期別	後期	授業形態	演習
担当者名	新屋 達之	単位数	2	開講 年次	1

授業科目の概要

1年次前期の「刑事訴訟法入門」を履修し、若しくは履修したのと同程度の知識を有することを前提に、具体的な事例について、刑訴法の基本原理、条文、判例による規範等がどのように適用され、どのような法的効果を生じるかを意見交換等を交えて検討する。

なお、授業計画は下記のとおりだが、事前に告知の上、テーマの順序を変更することもある。また、授業計画や内容に記載されていないが、重要な問題点が事例・判例で取り上げられている場合、その問題点も併せて取り上げることとする。

到達目標

刑事訴訟法の適用場面で、条文や判例規範がどのように用いられているかを正しく理解し、文章で説明できる。

成績評価基準および方法

中間テスト 40%、平常点 (議論への参加状況および発言内容、レポートの提出状況) 60%の合計による。評価基準は、刑事訴訟法の適用事例に関して、刑事訴訟法上の基本的な知識を用いてその問題点と解決を示すことができるか否かであり、絶対評価を行う。

テキストおよび参考文献

担当者が、事前に課題、具体的な事例を用意する。基本書などについては、各自のものを利用する予定。

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

担当者が提示した事例の問題点、判断枠組みを調査・検討した上で、法的判断および結論に至る過程を論理的に記述するなど、十分に予習をすること。授業では積極的に発言し、意見交換等を行い、授業後には、授業において学習したことについて基本書を読み直すなど復習をすること。予習・復習時間は、各2時間程度と見込まれる。

判例学習にあたっては、判旨のみでなく、その意義や問題点、批判についても注意を払うこと。また、下級 審の判断なども、できる限り参照するのがよい。

成績評価には反映させないが、問題を積極的に起案することも、推奨される。

授業計画および内容等

第1回	捜査の端緒	職務質問、所持品検査
第2回	任意捜査と 強制捜査	強制捜査・任意捜査の区別、写真撮影・盗聴など
第3回	身柄拘束の 諸問題	逮捕・勾留
第4回	捜索差押えの 諸問題 1	令状による捜索差押え 1

第5回	捜索差押えの 諸問題 2	令状による捜索差押え 2
第6回	捜索差押えの 諸問題 3	令状によらない捜索差押え
第7回	捜査法全般	復習問題(中間テスト)の実施(捜査法全般)およびその解説
第8回	刑事弁護	捜査弁護、公判弁護
第9回	訴因制度 1	訴因の特定、予断排除
第10回	訴因制度 2	訴因変更の可否・要否(一事不再理の範囲を含む)
第11回	伝聞法則 1	伝聞・非伝聞の区別、伝聞例外の類型 1
第12回	伝聞法則 2	伝聞例外の類型 2、弾劾証拠
第13回	自白法則	自白の任意性、補強法則
第14回	違法収集証拠	違法収集証拠の証拠能力
第15回 関連 UR	公判法全般 復習問題(中間テスト)の実施(訴因・証拠法全般)およびその解説	

関連 URL

備考欄

1年次前期の「刑事訴訟法入門」を履修済みであることが望ましい。

実際の裁判傍聴、各種訴訟書類の書式になじむことも学修に有益なので、特に傍聴は、各自で適宜の折をみて行くことを奨める。